

令和3年度第3回 第17期横浜市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和4年1月25日（火）午後6時00分～午後8時00分
開催場所	横浜市役所18階会議室 なみき16、17
出席者 （15名）	吉田会長、山本副会長、相澤委員、池上委員、上山委員、大野委員、大谷津委員、加島委員、五味委員、手塚委員、西岡委員、藤原委員、星野委員、水沼委員、御堂島委員、安室委員
欠席者 （3名）	池上委員、中村委員、服部委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	1 横浜市文化財保存活用地域計画について 2 その他
議 事	<p>&lt;開会&gt; 進行：宮田生涯学習文化財課長</p> <p>事務局より今回の審議会の開催趣旨を説明した。</p> <p>会長あいさつ 吉田会長よりあいさつを行った。</p> <p>生涯学習担当部長あいさつ 渡邊生涯学習担当部長よりあいさつを行った。</p> <p>会議の成立について 本日の会議は、出席数 15 名で、定足数 10 名を超えているため、会議が成立することを報告した。</p> <p>議事の公開について 原則公開とし、審議の内容に応じて非公開とすることを確認した。</p> <p>議事 進行：吉田会長</p> <p>1 横浜市文化財保存活用地域計画について （吉田会長）それでは次第に従いまして、1 横浜市文化財保存活用地域計画について、事務局よりお願いします。</p> <p><b>【第1章】</b> （事務局）（横浜市文化財保存活用地域計画の作成経過と、第1章について説明） （吉田会長）はい、ありがとうございます。ご質問、ご意見などございますか。 （山本副会長）3頁下の方の2番の古代のところですが、最初の段落の終わりの方に、「弘明寺周辺には～」とはじまって、「郡家があったとみられる」のところは、すぐお寺の本尊の話になっていますが、この流れだとこの本尊がまるで奈良時代の郡家に関連する像のように理解されて</p>

しまうのではないかと思います。この仏像は平安時代、11世紀のもので、本編では平安時代中期の像があるというふうに紹介されていますから、ここでも矛盾すると思うのですね。本編との関係を整理したほうが良いのではないかと思います。

(吉田会長) いかがですか。

(事務局) ありがとうございます。本編の方も確認して、整理します。

(藤原委員) 「先史時代」のなかで、石器時代は針葉樹林を中心とした植生の中で生活していて、縄文時代になると落葉樹林になります、とありますが、縄文時代は確か、今よりたしか3℃くらい温度が高かったのです。「温暖化による海水面の上昇」、というところがあるのですが、落葉広葉樹が広がっている時期はもう縄文時代に入るのでしょうか。縄文遺跡が出ていますけれど、そのときは落葉広葉樹林だったのでしょうか。でも、貝塚などがあるところは、縄文時代ですけれど、落葉広葉樹林ではなかったのでしょうか。このあたりを調べておいていただけますか。

(事務局) 概要版は本編を要約しているのですが、今のご意見について確認いたします。

(吉田会長) よろしいでしょうか。では先に進みます。2章お願いします。

## 【第2章】

(事務局) (第2章について説明)

### ○意見等

(山本副会長) 9頁の一番上の項目、「文化財保護法、条例に基づく未指定文化財」、これは確か補足説明がありましたけれども、やはりこの項目の名称は非常に誤解を招くと思います。保護法・条例が、「未指定」という分類を規定しているかのように誤解されてしまうと思います。

「保護法・条例に基づく指定が行われていない文化財」という意味になるような書き換えを是非お願いしたいと思います。

それから、第2章冒頭の指定等文化財の頁、「○○となっています」という表現が非常に多くあります。私には抵抗がありまして、「○○です」といえばいいものを、「○○となっています」といっているところがたくさんあるので、なるべくこの「○○となっています」という表現を使わない工夫をされた方がいいと思います。ほとんどのものが「○○です」で済むと思います。私の個人的な意見ですが申し上げておきます。

(事務局) 項目の名称の検討と、文章の体裁は今後調整いたします。

(吉田会長) ほかに何かありますでしょうか。

(大野委員) 文化財の表がありましたよね。概要だと7頁の横浜市内の指定登録文化財数というところに、一番下の2行の、文化的景観と伝統的建造物群というものを一緒に整理しようとするから、先ほど、「0」ではなくて「当該なし」という説明がありましたが、個数で、単体でやっているものと同じ表組にすることにそもそも無理があると思うのです。ただ、こういうかなり広い範囲の包括的なものはその下に別項目で、文

化財景観的なものはやはり横浜でも必要でしょうし、伝建もそれをさらに選定する重伝建も、「ない」ということを示したうえで、でもやはり必要であるということを示すことが必要だと思います。この表の下に別の形で設けた方がいいのかなと、それを検討していただきたいと思います。また、文化財でないものの中に認定というものが、「未指定文化財」としてあるという形になるのは非常に違和感があるのですけれども。私の認識では、歴史的な資産というものがあって、公共的な保護の施策に入っているか入っていないのかが重要で、そういう意味では文化財であろうと認定であろうと公共的な施策に入っているの、保護の範疇に入っているものと入っていないものという形で区分したほうが、一般の人には分かりやすいと思います。そのへんを工夫していただけないかということをお願いしたいと思います。

(吉田会長) はい、いかがですか。

(事務局) はい、ありがとうございます。表の組み方は文化庁との調整もあるので、ご意見として確認させていただきたいと思います。認定制度のことが未指定のところに入っているという件につきましては、制度としての指定文化財のことで、それ以外の指定に至っていないという意味です。守っていく趣旨に関しては、今回のこの計画においては全て対象の中に入っているものですが、制度としての分け方という形で、今こういう記載になっています。いただいた意見を踏まえて今後確認していきます。

(大野委員) そういった意味では、表の脇に、「指定文化財ではないけど横浜市独自の制度で保存している」のような、備考でもいいから、「こういうものもあるよ」というのを出しておいて、後でそこを説明するというほうが親切かなと思いますのでぜひ検討してください。

(事務局) はい、ありがとうございます。

(藤原委員) 補足させてください。先ほどの縄文時代の話ですけれども。本文の方を見ましたら、「移行期の狩猟生活をうかがい知れます」とありますから、「温暖な縄文時代への移行期には」という表現にすれば落葉広葉樹は広がってきて、前の文章とつながってきます。本来の横浜市の場合、14,000年前から移行期が始まっていますから、最初の落葉広葉樹のところは「移行期」という形で、さらに温暖化して変わっていくよという表現に、「移ると」ではなくて「移行期」という表現にすればいいと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(吉田会長) あと、なにかございますか、よろしいでしょうか。では第3章をお願いします。

### 【第3章、4章、5章】

(事務局) (第3章、4章、5章について説明)

#### ○意見等

(五味委員) いままでの全体像としては、指定されている文化財を中心に説明されていますけれども、全て個別的なんですね。仏像なら仏像、建物なら建物。本市では文化的景観とか伝統的建物群という、群と

か面とかいう形で指定しているものがひとつもないですね。やはり群とか面とかいう新しい手法で文化財を指定するような方向性みたいなものをこの中で取り入れていただけたらと思います。以上です。

(吉田会長) 11 頁の新たな分野のあたりに入れられそうですね。

(事務局) このあと説明を進めると、一体的総合的な保存活用の手法として、関連文化財群と区域の説明をさせていただくのですが、ご意見は参考にし、検討させていただきます。ありがとうございます

(吉田会長) 他になにかございますか。

(安室委員) 今までの説明を伺っておりまして、横浜市独自の登録の制度だと思えるのですが、地域文化財について触れられていないのですが、それは国の基準みたいなものであえてそうしているのでしょうか。地域文化財をもう少し強調しても、今までも指定までいかないけれどもそうして登録しておくということで、かなり意味を持っている制度だと思うのですが、地域文化財について触れられなかった理由についてお聞きしたいです。

(吉田会長) 地域文化財については一切出てこないですか。

(事務局) 本編のほうで制度としては説明しており、概要版 7 頁には制度としては登録制度を設けて地域住民が守ってきたものを顕彰するという趣旨は、ご案内しています。指定制度と合わせて登録制度も導入したということの説明をしています。

(吉田会長) これをもう少しきちんと取り上げるということですね。

(安室委員) もっと強調してもいいような気がするのです。近年だとホンチ(くも合戦)を登録させていただいたのですが、指定と同等のもの、準ずるものと思っていたものですから。横浜市としての独自の取組だと思います。

(大野委員) 私も今のご意見に賛成です。登録といいますと、いま他の町田市や川崎市でも盛んに、頑張っ登録という顕彰制度を地元でも作ろうとされています。それに先んじて地域文化財ということで横浜では進めていたので、それが消えてしまっている気がする。それを未指定として扱わない方がいいと思うんですよね。白黒ははっきりしすぎている。もっとそこに行く途中経過でマークしているということを横浜市はされていると思いますので、頑張っているところを見せた方がいいと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(吉田会長) よろしいでしょうか。では 6 章からお願いします。

## 【第 6 章】

(事務局) (第 6 章について説明)

### ○意見等

(藤原委員) 非常によくまとまっているんですけども一つだけ教えていただきたいです。基本方針 3、文化財を活用した学習支援とはどういうことを意味しますか。

(事務局) 学校教育の中でも、教科書などに載っているものではなくて、実際の史跡の見学など、活用に役立てていただいているものもあるかと

と思いますが、遺物の実物を学校に持って行って、子供たちに触れてもらえるような取組みを試行的に進めていますので、そういった取組みを想定しています。概要版8頁の、埋蔵文化財の説明をさせていただきました、市民の皆様が歴史に関心を持つきっかけをつくることを今後の取組みとして必要だとして説明しましたが、そこに掲載している写真は、職員が学校にお邪魔して、児童さんの前で実際に出てきた土器などを触ってもらいながら解説をする機会を設けたところでございます。

(藤原委員) 素晴らしいと思うのですが、横浜市の小中学校の歴史の授業が私はわからないのですが、横浜の歴史も一環には入るのではないかと思います。そういった意味で、歴史を基盤にしてこんなものがあるよ、というような補助テキストみたいなものを文化財課が各小中学校に配って、子どもたちの教育から始まるのかなと思います。今、教育機関については、文化財を活用した学習支援のことしかここには載っていないですけれども、「歴史文化遺産を活用し、横浜の魅力を発信します」、の中で、ここにも教育機関との連携なんかは入っているのではないかと。お年を召した方々は、横浜を愛するというので、いろんなイベントに出ますけれど、子どもたちにもこういう歴史を、横浜の歴史を教えてあげたい。そういう必要があるのではないかと。横浜に文化財がこれだけありますし、文化財とその周りの環境がある。これは横浜市としての特性だと思いますね。1項目、そういう教育機関との連携、それから文化財保護課では、補助テキストを作って子供たちの教育に役立てるようなものをまとめられた方がいいと思います。そのうえで出張教育もあります。全体の中に出張教育があつて、実物を触ることがあります。そうすると、文化財保存活用のパンフレットの絵なんて、いい教育指針になりますよね。で、みんな興味を持ちますよね。そういうことを含めると小中学校との、教育機関との連携で歴史、そして文化財を教えるいい機会ではないかと思います。

(事務局) ありがとうございます。教育との連携というところは念頭に置いて、検討させていただきます。また、副読本はすでにあります。横浜の歴史や自然といったものは。

(藤原委員) 歴史と文化財との関係が一緒に副読本にならないと、歴史だけだったら意味がないので、文化財との関係も必要です。

(事務局) はい、ありがとうございます。

(大野委員) 基本方針のところに含まれるのだと思うのですが、最初の、「体制を構築します」というところに、5章で触れられていた文化遺産の把握調査ということについて。本編のほうでもたくさん、過去の調査で横浜市内の文化財が発掘されているわけですが、そういったものの再確認や、分野が広がって再発見みたいなものがされたり、新たな発見があつたりするので、おそらく体制の構築のところがいいと思うのですが、調査のところに更新というか、再確認するような項目を入れていただいた方がよろしいのかなと思います。やはり文化財は常に見直しをかけながら新たなものを発見したり、作り上げていったりということがあつて、その先に、どうやって守っていくのかとか、どうやって公開するのか、一般の方に知らせていくのかという話になるので、一

番根っこの部分ですよね、ものを掬い上げるという行為が基本にあるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

(事務局) はい、ありがとうございます。当初は大野先生がおっしゃったような考え方で、章立てで作っていました。文化庁との協議の中で、概要版 11 頁第 5 章のところに把握調査のことを記載しています。把握調査について 1 つ章立てをして、そのなかで現状と課題と、これから取り組んでいくこと、という形で、保存活用と分けて記載するようにというアドバイスを受けて構成を作っているところです。なので、今回の基本方針の 1 の中には、保存と活用に関することしか記載されていないという構成になっています。10 頁で柱の説明をしたときに、柱 1 の基盤整備には、把握調査と、保存活用の体制づくりという考えでありますと申し上げましたが、もともとは柱の 1 に調査と体制づくりというのが、この計画の基盤だなということは我々の念頭にはあるんですけど、構成上、今こういう風になっています。いただいたご意見のご趣旨は確認させていただいて、取り入れられれば取り入れたいと思います。

(大野委員) はいわかりました。ありがとうございます。

#### 【第 7 章】

(事務局) (第 7 章について説明)

○意見等  
なし

#### 【第 8 章】

(事務局) (第 8 章について説明)

○意見等

(山本副会長) 図の中で団体が示されていますが、どういうレイアウトの工夫をすればいいのかわかりませんが、ふるさと歴史財団がやっていらっしゃる具体的な博物館、市民の目には団体が見えるわけではなくて、個々の博物館がみえるので、博物館の名称がわかるような図にしたほうが良いと思います。

(事務局) 体制の中で関連部署を記載するなかでは、教育機関や博物館施設も、他都市でも記載している事例がありますので、参考にしながら作成します。

#### 【全体】

(水沼委員) このどこに関わってくるのかよくわからないのですが、大学のリソースというのは、横浜市の中で建造物建築系を扱う大学も複数あるということも横浜の特色のひとつでもあると思います。大学、大学生の位置づけというのは、この保存活用に関連して関わることができるが、このリソースとしては明記されていない、関係団体にもはいっていないですし、取組を行う市民の中に包含されるというような認識でよいでしょうか。

(事務局) 本編の体制の中には、大学研究機関という形で文言としては記載しておりますが、具体的な内容は今後検討していきます。ありがとう

ございます。

(水沼委員) わかりました。ありがとうございます。

(相澤委員) 全体的なことでは2点あるのですが、事務局の説明でも懸念されていたようにですが、概要8頁の埋蔵文化財のところ、現状まではいいのですが、課題と今後の取組は他のところには出てこないものですね。13頁に課題的なことがまとめられているのですが、こちらに持っていくような考え方はありますか。

(事務局) 一部、学校教育の中で埋蔵文化財の実物を活かしていくというところで、重複というような形で記載はしておりますが、今ご意見いただいたように、今後の取組や課題の中に見えるようにしていく必要はあるかと考えております。

(相澤委員) まあ体裁の問題になるかもしれませんが、その方が読みやすいのではないかと思います。ご検討ください。もう1点目。学校教育の件。藤原先生が言われた、大変重要なことだと思うんですね。こういう計画を作ると必ず学校教育の連携は必ず入ってくるのですが、活用ということにおいて、学校教育で子どもたちに教えて、ということが活用という言い方が十分できると思います。非常に大事なことです。それが、文章に入っているのかもしれませんが、特筆されて出てこないのはなにかお考えがあるのでしょうか。

(事務局) 大事なものと認識しておりますので、ご意見参考にさせていただきます。

(相澤委員) 是非含めるようにされた方がいいと思います。

(藤原委員) それに関連したことでよろしいでしょうか。学校教育について。子どもたちは歴史を一通り学びますよね、その最後に、じゃあ横浜市の歴史はどんなのだろうということで、各教育機関で、横浜市というのを1時間とりあげてもらって、石器時代から現代まで、ひととおりの歴史を学んだあとに、では横浜市はどうなんだろう、ということも扱ってもらって、歴史のなかの横浜とのつながりがわかります。副読本はやはり作っていただいて、そこで見てもらえるようにした方がいいのではないかと思います。子どもたちが日本の歴史を見てきた中で、横浜とのつながりがよくわかって、自分の故郷として興味を持つことができると思います。是非副読本を作り直すくらいに皆さんが考えていただきたいと思います。

(加島委員) 文化財保存活用計画について、ずっと聞かせていただいて、保存の方はかなり具体的でよくわかったのですが、活用のほうももう少し具体的なところがないかなと思います。活用する場合に、それが受けられる人と受けられない人がいてはならないと思います。特に公共団体はすべての人が享受できなくてはならない。お年寄り、学生も、児童生徒も、障害のある人、外国人。そういうような観点で活用を考えるだけでも随分違ってくるのではないかと思います。藤原先生がおっしゃっていたように、副読本、ガイドブックのようなものを初めて歴史を学ぶ子供たち全員に横浜市のガイドブックを配って。さきほど出張授業のことがありましたけれども、あれもすべての学校の子どもたちが触れているわけではないですよ、ある一部の子どもたちだけですよ。

ね。それを、ある学年の横浜市の子どもたちがそのガイドブックを持って、全員が、今、子どもたちを学校の外に連れ出すことが難しいですよ、だからこそ、その学年では必ず歴史博物館に行く、土器を触る、というような観点から、全ての人が享受できる活用方法、特に障害のある方、今ほとんど意識されていないと思うのですけれど、目の不自由な方へのガイドブックを作るとか。それから、WEBで世界に発信して、世界中の人に来てもらうのだと、そういう大枠から活用のことを考えていくと、もう少し具体的なことがどんどん出てくると思いました。

(事務局) 学校教育に関しては、歴史を学ぶ学年の方が、市歴博では例年だと大塚・歳勝土遺跡の見学など大多数の学校がくるものを館としても重点的に行っています。そういうところをもっと記載していかなければいけないと思います。

(加島委員) 例えばアメリカの学校がやっているように、子どもたちをいっぺんに連れてきてしまう。待っているのではなくて博物館の方でどんどん迎えに行くようなことをこの事業をきっかけにやっていくと、文化財保存活用による地域振興、賑やかしくなっていくのではないかと思います。それが世界に対してもできれば、世界中の人に来てもらえます。

(吉田会長) ほかに何かありますか。

(水沼委員) 16 頁の保存活用区域のところですが、4 区域挙げられていますが、山手についてですが、先ほど五味先生からもお話があったのですが、面的に文化財的な広がりを持ったかけかたをするという点では、歴史的風致維持向上計画を作成するところまでが書いてありますが、例えば伝建を考えてみるような踏み込んだ書き方は、今回はとりあえず遠慮しておきたいというところなのではないでしょうか。

(事務局) 前からご意見いただいている件だと思いますが、具体的な措置、取組は関係部署と調整しながら検討を行っているところです。

(水沼委員) その先にはたぶん可能性として伝建を考えていくということもあると思いますので、是非並行してそのような検討していただければいいかなと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(大谷津委員) 些末なことですが、14 頁の基本方針 2、「担い手の育成」というところで、無形民俗文化財の活動支援というところがあって、実施団体として「所有者」という言葉が入っていますが、無形で「所有者」という表現は違和感がある。パッと見て違和感を覚える方もいらっしゃると思いますので、お考えいただいたほうがいいかなと思います。

(事務局) 実施主体は頁下に定義でも記載しておりますが、「所有者等」には所有者のほかにも管理者等も含めているのですが、わかりやすい表現にしたいと思います。

(吉田会長) 他に何かありますか。

(藤原委員) 加島先生から出たと思うのですが、ハンディキャップの方々って、この歴史、これだけ文化財があるのに、目が見えない方には難しいですよ。そのあたりが、例えば歴史博物館、講義で行ったので全ては見えなかったのですが、レプリカなんかで触りながら歴史がわかるようなことを、歴史博物館やいろんなところになどに少しでもお

	<p>いていただいたらどうかと思います。そういうことを一つ入れられたら、新しいことだと思います。他のところでは考えられないと思います。岡山県で健康の森をつくったとき、中を通るときに、ハンディキャップの人がその森で楽しめるかということを考えて、例えば触ってみる、においをかいでみることはできるということで、そういうコースを作ったことがあります。建物なんかを触りながら歩けば、竪穴住居とかそういうものもわかりますし。歴史博物館ならそういうことができ、ハンディキャップの方々への教育もできる。楽しみながらできるものをこれから考えていかなければならないと思います。是非お願いいたします。</p> <p>(事務局) ちょうどコロナ禍で来館が難しいということへの対策として博物館の方でもオンラインコンテンツを用意したりということは、来られない方にも、来なくても魅力を伝えるツールにはなるのではないかと考え方はありましたが、触れるようなものとして位置づけなおすこともできます。銅鐸が叩けるコーナーもありますが、参考にさせていただきます。</p> <p>(吉田会長) はい、どうですか、よろしいでしょうか。貴重なご意見をいただきありがとうございました。それでは議題の1は終了ですがよろしいでしょうか。</p> <p>2 その他 なし</p> <p>&lt;閉会&gt;</p>
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料 令和3年度第3回第17期横浜市文化財保護審議会次第及び資料</p> <p>2 特記事項 なし</p>